

令和3年度札幌市子宮頸がん・乳がん検診クーポン券
事業における対象者に発送する受診案内への宛名等
印字及び受診案内等の封入封緘業務

仕 様 書

令和3年5月

札幌市保健福祉局保健所健康企画課

1 業務名

令和3年度札幌市子宮頸がん・乳がん検診クーポン券事業における対象者に発送する受診案内への宛名等印字及び受診案内等の封入封緘業務

2 業務内容

- (1) 子宮頸がん・乳がん検診クーポン券付受診案内(下記3(4))への宛名等の印字
- (2) 上記(1)の作業後、下記3(1)~(4)を(5)に封入封緘したものを郵便区ごとに箱詰めし、各郵便区に該当する郵便局へそれぞれ差し出す。

3 札幌市から受託者へ渡すもの

(1) 子宮頸がん検診手帳

ア 大きさ

縦 180mm~185mm × 横 95mm~100mm

イ ページ数

見開き 20 ページ

ウ 数量

9,500 部

(2) 乳がん検診手帳

ア 大きさ

縦 180mm~185mm × 横 95mm~100mm

イ ページ数

見開き 20 ページ

ウ 数量

13,800 部

(3) 子宮頸がん、乳がん検診無料クーポン券付受診案内

ア 大きさ

縦 304mm × 横 210mm (連続帳票の裁断、切り離し後)

イ 数量

22,800 部

ウ 紙質、紙の種類

上質紙または再生上質紙 70kg、連続帳票

エ 加工状態(別添 PDF 参照)

(ア) 縦1本、横1本の切り取り線を付けて、クーポン券部分を切り取るができる状態。

(イ) 宛名等を印字する際に、連続帳票用の機械で作業をするため裁断・切り離しをしていない状態。

(4) 子宮頸がん、乳がん検診無料クーポン券用窓開き封筒

ア 大きさ

縦 120mm × 横 230mm (詳細は別添封筒様式1、別添封筒様式2のとおり)

イ 数量

別添封筒様式

23,100 部

(5) 対象者名簿

宛名・住所等が記載されている全対象者の名簿を格納したエクセルファイル

4 封入封緘の数量

3(1)~(3)を3(4)窓あき封筒に封入封緘後の数量は最大 22,300 セット
(3(1)~(4)は、それぞれ余りが生じる。)

5 宛名等印字

(1) 概要

日本人及び外国人について、下表の対象者データ（エクセルファイル）を提供するので、これを基に宛名等を印字する。なお、通称名のある外国人は、「氏名」欄に通称名を印字する。

令和3年 4月1日 時点の年齢	無料クーポン券 印字対象がん検診	「上記3(4) 窓開き封筒」 へ封入するもの
20歳	子宮頸がん検診	(1) 子宮頸がん検診手帳 (3) 受診案内
40歳	乳がん検診	(2) 乳がん検診手帳 (3) 受診案内

(2) 外字について

上記(1)にて提供するデータには外字が含まれているため、外字フォントファイルを提供するので、使用すること。

なお、提供するデータの漢字氏名及び住所は Unicode それ以外は Shift-JIS コードとなっているので、対応すること。

(3) 受診案内の宛名印字（用紙左上）

ア 左端から 29 mm、用紙上部から 34 mmの位置に縦 45 mm×横 90 mmの枠内に印字する（別紙参照）。

イ フォントは 10.5 ポイントとする。

ウ 印字内容は、上から個別郵便番号（1行）、個別住所（3行）、個別氏名（1字空けて）様（1行）、一行明けて、個別受診券番号#（右寄り）、郵便バーコードとする。

エ 住民基本台帳の郵便番号が無い場合、又は 8 桁未満の場合は、郵便バーコードを出力しない。この場合には、エラーリストとして取りまとめて報告すること。

オ クーポン券表面の左側（用紙左下部分）

上記5(1)の表「無料クーポン券印字対象がん検診」に基づき、子宮頸がん検診の対象者のみ印字する。乳がん検診の対象者については使用不可と印字する。

(ア) 上段カラー部分への印字内容

① 用紙端からの寸法は別紙参照。

② 縦 30mm×横 98mmの枠内に印字する

③ フォントは 11 ポイントとする。

④ 印字内容は上から「1-受診券番号」「氏名」「生年月日」「住所」「郵便バー

コード」を印字する。

(イ) 中段白色枠内への印字内容

- ① 用紙端からの寸法は別紙参照。
- ② 縦 17 mm×横 98 mmの枠内を上下二段に分けて印字する。
- ③ フォントは 11 ポイントとする。
- ④ 印字内容は、上段に「子宮頸がん検診無料クーポン券」、下段に「有効期限：令和 4 年 3 月 31 日まで」と印字する。

(ウ) 下段白色枠内への印字内容

- ① 用紙端からの寸法は別紙参照。
- ② 縦 20 mm×横 95 mmの枠内の左上に印字する。
- ③ フォントは 8 ポイントとする。
- ④ 印字内容は、3 段に分け、1 段目に「受診年月日」、2 段目に「受診医療機関」と印字する。

カ クーポン券表面の右側（用紙右側下部分）

上記 5 (1) の表「無料クーポン券印字対象がん検診」に基づき、乳がん検診の対象者のみ印字する。子宮頸がん検診の対象者については使用不可と印字する。

(ア) 上段カラー部分への印字内容

- ① 用紙端からの寸法は別紙参照。
- ② 縦 30 mm×横 98 mmの枠内に印字する。
- ③ フォントは 11 ポイントとする。
- ④ 印字内容は上から「2-受診券番号」「氏名」「生年月日」「住所」を印字する。

(イ) 中段白色枠内への印字内容

- ① 用紙端からの寸法は別紙参照。
- ② 縦 17 mm×横 98 mmの枠内を上下二段に分けて印字する。
- ③ フォントは 11 ポイントとする。
- ④ 印字内容は、上段に「乳がん検診無料クーポン券」、下段に「有効期限：令和 4 年 4 月 31 日まで」と印字する。

(ウ) 下段白色枠内への印字内容

- ① 用紙端からの寸法は別紙参照。
- ② 縦 20 mm×横 95 mmの枠内の左上に印字する。
- ③ フォントは 8 ポイントとする。
- ④ 印字内容は、3 段に分け、1 段目に「受診年月日」、2 段目に「受診医療機関」と印字する。

6 封入・封緘

(1) 内容

3 (1)～(4) を札幌市から提供するので、5 (1) の表のとおり 3 (1)～(3) を 3 (4) へ封入封緘する。なお、(3) 受診案内に印字されている郵便番号・住所・氏名・受診券番号・郵便バーコードが(4)窓開き封筒の窓から見えるように封入封緘する。

(2) 封入封緘方法

原則、自社内で封入封緘を行うこと。封入封緘後、誤封入及び未封緘のチェック

を行い、封緘した封筒数を委託者に報告すること。

※ 差し出し郵便局の機械による郵便バーコード読込の実施後に開封することのないように封緘すること。

7 郵便局への差し出し

(1) 郵便区ごとの箱詰め

6の作業が完了した封筒は、郵便区ごと（郵便番号の上3桁ごと、ただし、〒061-22**と〒061-23**は1つの郵便区とする。）に箱詰めし、1箱に一定数を入れること。箱には仕分けした郵便番号と、箱内の数量が明記された紙札を貼付すること。梱包箱は受託者が用意する。箱下面は容易に開かないものとし、箱上面はすぐ開けることが可能なふたとすること。

(2) 郵便区ごとの集計

7(1)で仕分けした封筒の郵便区ごとの数量を集計する。

(3) 該当郵便局への差し出し

日本郵便が指定する様式に、7(2)で集計した郵便区ごとの差し出し枚数を記載し、7(1)とともに郵便区ごとに該当する郵便局に差し出すこと。差し出しの際の運搬車は受託者が用意すること。

8 業務の日程

(1) 令和3年6月15日（火）までに、3(1)~(4)の作成業者が成果物を受託者のもとへ届けに来る。

本市を通じて作成業者との連絡を要する。

(2) 3(3)受診案内への宛名等印字、封入封緘を完了させ、令和3年6月28日（月）までに郵便局に差し出し、本市担当者へ連絡する。（6月中旬に市民に郵送されるよう調整すること。）

なお、個人情報に記載されているので、運搬、封入封緘作業時及び保管の際には個人情報の保護に努め自社内で厳重に管理すること。

9 業務履行確認方法

(1) 令和3年6月28日（月）までに、7(1)の箱詰めを終了し、7(2)の集計表と作業記録、リスト等を提出すること。

(2) 令和3年6月30日（水）までに、7(3)にて各郵便局からの受領書類と本市指定様式の完了届を提出すること。

(3) 封入封緘後、上記3(1)~(4)の残部数を確認し、種類毎に箱詰めした上で本市保健所に納品すること。

10 保管場所

成果物は受託者の自社内で、外部漏洩のないよう厳重に管理できる場所で保管すること。

11 契約の履行期間

契約締結日から令和3年6月30日（水）までとする。

12 その他

- (1) 成果品等について、著作権・版權等は札幌市に帰属するものとし、札幌市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (2) 製造に使用した版下、試刷紙、損刷紙等の管理・取扱には十分に注意し、破棄処分すること。
- (3) 業務の遂行にあたっては、委託者である札幌市と連携を密にして作業を進め、質疑が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。また、作業進行状況を適時報告し、作業日程の管理を徹底すること。
- (4) 本市職員が立ち会う場合があるので、受け入れできる体制を整えること。
- (5) 著作権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (6) 別紙のとおり定める「個人情報の取扱いに関する仕様書」に基づき、個人情報の保護に努めること。
- (7) 本業務の履行にあたっては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、別添「札幌市グリーン購入ガイドライン 7-(3)役務」の該当項目の判断基準を満たすよう、環境負荷の低減に努めること。
- (8) 成果品の中に、本仕様を満たしていない品質のものがあった場合には、受託者の責任・負担において、再作成等を行うこととする。

13 本件に係る問い合わせ先

札幌市保健福祉局保健所健康企画課がん対策担当係 担当：伊藤（電話011-622-5151）

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目

情報の取扱いに関する仕様書

第1条（個人情報を取り扱う際の基本事項）

受託者は（以下「乙」という。）は、この契約による業務を処理するにあたって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

第2条（責任体制の整備）

乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3条（守秘義務）

乙は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

第4条（再委託）

乙は、本委託業務を第三者へ委託（再委託）してはならない。

第5条（個人情報の管理）

乙は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- 三 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 事前に甲の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要な最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- 五 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- 六 個人情報の紛失、漏洩、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏洩等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- 七 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- 八 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏洩につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

第6条（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

乙は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、札幌市（以下「甲」という。）に無断で第三者へ提供してはならな

い。

第7条（個人情報の返還又は廃棄）

- 1 乙は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、甲の指定した方法により、返還しなければならない。
- 2 乙は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

第8条（事故時の対応）

- 1 乙は、本委託業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 2 乙は、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 甲は、本委託業務に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

第9条（契約解除）

- 1 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第10条（損害賠償）

乙の故意又は過失を問わず、乙が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。